

○建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定

平成19年5月18日

島根県告示第447号

改正 平成20年2月29日告示第169号

平成20年9月26日告示第787号

平成22年6月15日告示第413号

平成25年3月15日告示第170号

平成25年6月14日告示第453号

平成28年6月14日告示第460号

令和元年6月14日告示第82号

令和4年6月17日告示第468号

令和6年3月29日告示第232号

令和7年3月25日告示第173号

令和7年7月4日告示第398号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成19年6月20日から施行する。

- 1 中間検査を行う区域 県内全域（松江市及び出雲市の区域を除く。）
- 2 中間検査を行う期間 平成19年6月20日から令和10年6月19日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模 木造の建築物のうち、新築の一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。）で、延べ面積が100平方メートルを超えるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）による融資を利用して建築されるもの
 - (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の規定により、登録住宅性能評価機関において建設住宅性能評価を受け、その評価書の交付を受けて建築されるもの
 - (3) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人に同法第19条第1号に規定する住宅瑕疵担保責任保険契約又は同条第2号に規定する保険契約を申し込んで建築されるもの
- 4 指定する特定工程 構造耐力上主要な柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事
- 5 指定する特定工程後の工程 内装工事及び壁の外装工事
- 6 適用の除外 次のいずれかに該当するものについては、この告示の規定は、適用しない。
 - (1) 法第18条第2項の規定の適用を受ける建築物
 - (2) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
 - (3) 法第85条の規定の適用を受ける建築物

改正文（平成20年告示第169号）抄

平成20年4月1日から施行する。

改正文（平成20年告示第787号）抄

平成20年10月1日から施行する。

改正文（平成22年告示第413号）抄

平成22年6月15日から施行する。

改正文（平成25年告示第170号）抄

平成25年4月1日から施行する。

改正文（平成25年告示第453号）抄
平成25年6月14日から施行する。

改正文（平成28年告示第460号）抄
平成28年6月14日から施行する。

改正文（令和元年告示第82号）抄
令和元年6月14日から施行する。

改正文（令和4年告示第468号）抄
令和4年6月17日から施行する。

改正文（令和6年告示第232号）抄
令和6年4月1日から施行する。

改正文（令和7年告示第173号）抄
令和7年4月1日から施行する。

改正文（令和7年告示第398号）抄
令和7年7月4日から施行し、この告示による改正後の建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の規定は、同月1日から適用する。